

◆重度心身障がい者・ひとり親等・乳幼児等医療費助成のお知らせ◆

小平町では北海道から補助を受け、心身に重い障がいのある方（重度心身障がい者）、母子（父子）家庭の方（ひとり親家庭等）及び小学生までのお子さん（乳幼児等）の医療費を助成しています。

また、町独自に、高校生までのお子さんの医療費についても助成を行っています。

◆対象となる方◆

～共通条件～

①生活保護法による保護を受けていないこと。

～重度心身障がい者医療費の助成～（18歳以下本人負担額0円）※

①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級は主に内臓に係る障がいに限る。）の身体障がい者手帳をお持ちの方

②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方。

③精神障がいのある方で、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

④受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

～ひとり親家庭等医療費の助成～（本人負担額0円）※

・ひとり親家庭等に属している母または父及び子【18歳に達した日の属する年度の末日までの者。ただし、在学等で扶養されている場合（※）は20歳までの方】

・受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

～乳幼児等医療費の助成～（本人負担額0円）※

①0歳から6歳までの入通院及び小学生の入院。

②小学生の通院及び中学生の入通院、高校生の入通院（町独自助成）

※領収書を後日役場に持参し、払戻しを受ける場合は医療点数計算上、本人負担額が0円とならない場合がございます。

◆申請方法◆

医療助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次のものを持参の上、保健福祉課または各支所で申請をお願いします。

1. 印鑑 2. 健康保険証（乳幼児に関しては、お子さんの保険証）

3. 重度に関しては、身体障がい者手帳又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

（注）申請時に在学証明書等が必要となります。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線273）

～おびら太鼓麓龍の和太鼓が修繕されました～

この度、小平町では一般財団法人自治総合センターの助成事業（コミュニティ助成事業※）により、おびら太鼓麓龍所有の和太鼓の修繕を行いました。

おびら太鼓麓龍では、今後も地域内外のイベントで幅広い活動を行っていく予定です。

なお、この事業は一般財団法人自治総合センターが住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るために、宝くじ普及広報事業費を助成費として交付した財源に基づくものです。

※コミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施している助成事業です。



◎問い合わせ先 社会教育課（☎0164-56-9500）